

基準該当生活介護・自立訓練（機能訓練）利用料金

1、介護給付費、訓練等給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の利用料の1割の額です。ただし、利用者の収入等に応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

【基準該当生活介護】（介護給付費対象サービス）

(1) 基本料金

給付費名称	利用料金	利用者負担金
基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）	（1日につき） 6,970円	697円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加 算 の 要 件	加 算 額	利用者負担金
食事提供 体制加算	低所得者（生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税所得割16万円未満の世帯の方）に対して以下の要件を満たした上で食事を提供した場合（1日につき） ・管理栄養士又は栄養士が献立を確認していること ・利用者ごとに摂食量を記録していること ・利用者ごとに体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること	300円	30円
障害福祉 サービスの 体験利用支援 加算（Ⅰ）	利用者が指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合、従業員が次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合（体験利用開始した日から5日目以内の1日につき） ①体験的な利用支援の利用日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	5,000円	500円
障害福祉 サービスの 体験利用支援 加算（Ⅱ）	利用者が指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合、従業員が次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合（体験利用した日から起算して6日以上15日以内の1日につき）	2,500円	250円
地域生活支援拠点等で、関係機関との連携調整に従事する者を配置した事業所の場合更に1日につき右の金額を加算		500円	50円

福祉・介護職員 等処遇改善加算 (Ⅱ)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・ 介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等 を実施しているものとして市町村長に届出た場合 (1月につき)	所定単位 (基本料金、加 算・減算料金含 む) × 8. 0%	左記額の1割
---------------------------	--	--	--------

【基準該当自立訓練（機能訓練）】（訓練等給付費対象サービス）

（1）基本料金（訓練等給付費対象サービス）

給付費名称	利用料金	利用者負担金
基準該当機能訓練サービス費	(1日につき) 7, 210円	721円

（2）加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加 算 の 要 件	加 算 額	利用者負担金
食事提供体制加算	低所得者（生活保護世帯、市民税非課税世帯、 市民税所得割16万円未満の世帯の方）に対し て以下の要件を満たした上で食事を提供した場 合（1日につき） ・管理栄養士又は栄養士が献立を確認している こと ・利用者ごとに摂食量を記録していること ・利用者ごとにBMIをおおむね6月に1回記 録していること	300円	30円
障害福祉 サービスの 体験利用支援 加算（Ⅰ）	利用者が指定地域移行支援の障害福祉サービ スの体験的な利用支援を利用する場合、従業員が 次の①又は②のいずれかに該当する支援を行う とともに、当該利用者の状況、当該支援の内容 等を記録した場合（体験利用開始した日から5 日目以内の1日につき） ①体験的な利用支援の利用日において昼間の時 間帯における介護等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る 指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の 相談援助を行った場合	5, 000円	500円
障害福祉 サービスの 体験利用支援 加算（Ⅱ）	利用者が指定地域移行支援の障害福祉サービ スの体験的な利用支援を利用する場合、従業員が 次の①又は②のいずれかに該当する支援を行う とともに、当該利用者の状況、当該支援の内容 等を記録した場合（体験利用した日から起算し て6日以上15日以内の1日につき）	2, 500円	250円
	地域生活支援拠点等で、関係機関との連携調整 に従事する者を配置した事業所の場合更に1日 につき右の金額を加算	500円	50円
福祉・介護職員 処遇改善加算 (Ⅱ)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・ 介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等 を実施しているものとして市町村長に届出た場合 (1月につき)	所定単位（基本 料金、加算・減 算料金含む）× 13. 4%	左記額の1割

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

（４）利用者負担の軽減について

１ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得（世帯の収入状況）に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	０円
市民税非課税世帯に属する方	０円
市民税所得割１６万未満の世帯に属する方	９，３００円
市民税所得割１６万未満以上の世帯に属する方	３７，２００円

２、介護給付費、訓練等給付費対象外サービスの料金

以下については、料金（実費）をいただきます。

（１）提供した食事の費用（１食）

生活保護、低所得等の方	４９０円
市町村民税課税世帯の方	７９０円

（２）その他

① 歯ブラシ代

利用者の希望により事業所が用意したものを斡旋した場合、１本あたり ５０円いただきます。

② 上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品等）について、費用の実費をいただきます。

※上記の利用料金は、１か月ごとにまとめて請求いたします。

※加算の要件等利用料金について詳しくお知りになりたいときは、当事業所の生活相談員にご照会ください。